資料３

激変緩和措置終了に伴うごみ袋の切替方法について

１．目的

令和４年３月末で、家庭系「燃やせるごみ用」指定ごみ袋の料金（処理手数料）に係る激変緩和措置が終了することから、手数料変更（２円/ﾘｯﾄﾙ→３円/ﾘｯﾄﾙ）に伴う現在の指定ごみ袋の扱いを整理し、下記のとおりとした。

２．対応

先行事例のある他自治体のヒアリング結果も踏まえ、不足する手数料分の（仮）差額シールを旧「燃やせるごみ用」指定ごみ袋に貼付し、排出する方法とする。

取扱店での販売開始は令和４年３月初旬を予定。

	交換対応	差額シール	旧袋をそのまま使用
主なメリット	○市民負担は公平。	○市民負担は公平。 ○旧ごみ袋の再生利用（または廃棄）が不要。	○市民の手間はない。 ○人件費（交換）・印刷費（差額シール）が不要。
主なデメリット	○対応に時間を要する。 ○市民が市役所等に足を運ぶ必要あり。 ○旧ごみ袋の再生利用（または廃棄）に係るエネルギーロス・コスト増。	○収集時の確認の負担。 ○印刷費が必要。	○買い占め需要の想定や在庫調整の困難。 ○買い占めでＲ4年度に入るべき歳入がＲ3年度に入る。 ○市民負担が不公平。
想定されるリスク	○公金取り扱い時のミス。 ○対面機会・来庁機会の増によるコロナウイルス感染。	○一度貼付した差額シールの盗難。	○需要想定の見込み違いによる欠品。

３.主な実施事項・スケジュール

	R2	R3											R4～R6
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃やせるごみ処理手数料	激変緩和措置期間（R2～3月）													手数料改定
市民周知	通年を通して複数回実施（R2～R4～R6）													
新燃やせるごみ袋			契約・仕様決定・製造・納品（5月～12月）									店舗へ配送	店頭販売開始（3月～R4～R6）	
差額シール							契約・仕様決定・製造・納品（9月～12月）					店舗へ配送	店頭販売開始（3月～R4～R6）	
関係事業者						取扱店・配送業者・収集業者等と調整（8月～3月）								

以上